

令和3年5月27日

安曇野市教育委員会

令和3年5月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第1号</b>	教育部 学校教育課
令和3年5月27日提出	センター長 小笠原 正明 (担当) 濱 一仁
タイトル	安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
協議を要する事項の内容	要綱の一部改正について
要旨	安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について協議するもの。 実施要綱改正案は別紙のとおり。
説明	<p>1 改正理由      現在の要綱は、保護者や学校に説明する際に要綱の規定を運用して対応しており、要綱に明記することにより適正な事業執行での整合性を図る必要があるため、現要綱の見直しを行い一部改正したい。</p> <p>2 主な改正点      ① 非対応食品（第2条第2項 別表）、事業対応者及び受け入れ限度（第3条）を明確にする。</p> <p>② 事業の開始時期（第6条）を要綱に明記。      　・小学生の新入生      　　当該学年の第2学期の初日      　・上記以外の者      　　申し出を行った日から、おおむね3月を経過した日</p>

## ○安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

平成19年8月30日教育委員会告示第12号

### 改正

平成21年10月27日教委告示第19号

平成24年3月30日教委告示第2号

平成26年7月1日教委告示第25号

平成29年1月25日教委告示第1号

令和3年6月1日教委告示第号

## 安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、食物アレルギー疾患をもつ児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容等)

**第2条** 事業の内容は、食物アレルギー疾患を持つ児童等に対し、学校給食の献立から食物アレルギー性疾患の原因食品（以下「原因食品」という。）を除去し、他の食材に変更し、又はその他の必要な対応及び調理を行った給食（以下「アレルギー対応食」という。）を提供することとする。

2 事業は、別表に掲げる非対応食品については、実施しないものとする。

### (対象者)

**第3条** 事業の対象者は、食物アレルギー性疾患を持つ児童等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 医師により、原因食品について特別の対応を要する旨の診断があること。

(2) 家庭において、原因食品を除いた食事を摂ることを常態としていること。

2 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー性疾患を持つ児童等が次のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。

(1) 当該児童等の原因食品が明らかでない場合

(2) 当該児童等の原因食品の種類が著しく多く、又は原因食品が学校給食で使用される頻度が高い食品である場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該児童等に対するアレルギー対応食の献立の作成が著しく困難となるとき。

イ 当該児童等に対するアレルギー対応食の調理を行うことにより、他の児童等に対する事業の実施又は学校給食の提供が著しく困難となるとき。

(3) 当該児童等の原因食品を使用する頻度が月に1回程度であって、事業を利用しなくても容易に原因食品の摂取を避けることができる場合

(4) 当該児童等の原因食品が別表に掲げる非対応食品のみである場合

(事業内容説明)

第4条 教育委員会は、アレルギー対応食の提供を申し出た保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けた保護者は、事業の実施を希望するときは、次の各号に掲げる書面を、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。この場合において、第1号に規定する書面の提出は、校長を経由するものとする。

- (1) 安曇野市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表（様式第1号） 教育委員会
- (2) 公益財団法人日本学校保健会の定める学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）  
校長

3 校長は、前項第2号に規定する書面の提出があったときは、その写しを教育委員会へ送付するものとする。

4 教育委員会は、第2項の書面の提出があったときは、事業の実施を希望する保護者、学校関係者及び教育委員会の三者面談を実施するものとする。ただし、第3条第2項各号に該当することが明らかであるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、前項ただし書の規定により三者面談を実施しないときは、その旨及び明細献立表（提供される学校給食の調理に使用される原材料を詳細に記入した献立表をいう。以下同じ。）を提供できる旨を説明するものとする。

(実施の申込及び決定)

第5条 三者面談を行った保護者は、事業の実施を申し込もうとするときは、安曇野市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、事業の実施の必要性、困難性等を審査するとともに、事業の実施について決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により事業の実施を決定したときにあっては安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第3号）により保護者に通知し、実施しないことを決定したときにあってはその旨を説明するものとする。この場合において、保護者に対し明細献立表を提供できる旨（事業の実施を決定する場合にあっては、事業開始の日までの間に限り提供できる旨）を併せて説明するものとする。

(事業開始の時期)

第6条 事業開始の時期は、次のとおりとする。

小学校の新入生	当該学年の第2学期の初日
上記以外の者	第4条第1項に規定する申出を行った日から、おおむね3月を経過した日

(献立等)

第7条 教育委員会は、第5条第3項に規定する事業実施に係る通知を受けた保護者（以下「申込保護者」という。）に対し、実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表は、原則として、次に掲げる日までに送付するものとする。

区分	送付日
事業を実施する月（以下「実施月」という。）の1日から同月15日までの期間に係る実施予定献立表	当該実施月の前月20日まで
実施月の16日から同月末日までの実施予定献立表	当該実施の5日まで

3 教育委員会は、実施月の中で食材料等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申込保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

4 実施予定献立表の送付を受けた申込保護者は、その内容を確認の上、教育委員会が指定する日までに安曇野市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(代替措置)

第8条 第4条第5項又は第5条第3項の規定により明細献立表の提供ができる旨の説明を受けた保護者若しくは事業実施をしない旨の説明を受けた保護者は、明細献立表の交付を申し出ることができる。この場合において、前条第2項の規定は、明細献立表の送付について準用する。

2 前項に規定する保護者は、明細献立表により、食物アレルギー疾患をもつ児童等が原因物質を摂取するおそれがあると判断されるときは、弁当の持参その他の原因物質の摂取を避ける措置を講じるものとする。

(事業継続の申出)

第9条 教育委員会は、原則として12月中旬までに、申込保護者に対してアレルギー対応食提供事業継続時調査表（様式第5号）その他必要書類を交付し、翌年度の事業の継続に係る意向を確認するものとする。

2 申込保護者は、事業の継続を希望するときは、アレルギー対応食提供事業継続時調査表を教育委員会に、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を校長に提出するものとする。

3 第4条（第3項から第5項までの規定に限る。）から前条の規定は、事業の継続を希望する場合について準用する。この場合において第5条第3項中「安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第3号）により保護者に通知し」とあるのは「その旨を保護者に説明し」と読み替えるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する申込保護者は、安曇野

市学校給食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

・附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定によりなされた申込、決定等の手続その他の行為は、それぞれ改正後の安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市南部給食センターに係る特例）

3 当分の間、安曇野市南部給食センターの実施予定献立表の送付は、第7条第2項の規定にかかわらず、実施月の前月20日までに実施月1月分の実施予定献立表を送付するものとする。

別表（第2条、第3条関係）

非対応食品の例

1 小袋類

小袋類	ドレッシング、ジャム、プリン等、学校給食においては、原則として個別包装のまま提供する食品
その他	果物、飲用牛乳、

2 原因食物を除去する場合より厳しい除去が必要と診断された場合

鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	醤油、酢、味噌
大豆	大豆油、醤油、味噌
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤
肉類	エキス

様式

（略）

## 安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患をもつ児童又は生徒に(以下「児童等」という。)に対して等しく学校給食を提供するため、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の内容等)</p> <p>第2条 事業の内容は、食物アレルギー疾患を持つ児童等に対し、学校給食の献立から食物アレルギー性疾患の原因食品(以下「原因食品」という。)を除去し、他の食材に変更し、又はその他の必要な対応及び調理を行つた給食(以下「アレルギー対応食」という。)を提供することとする。</p> <p>2 事業は、別表に掲げる非対応食品については、実施しないものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患をもつ児童又は生徒に(以下「児童等」という。)に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(対象者)</p> <p>第3条 事業の対象者は、食物アレルギー性疾患有を持つ児童等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 医師により、原因食品について特別の対応を要する旨の診断があること。</p> <p>(2) 家庭において、原因食品を除いた食事を摂ることを常態としていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー性疾患有を持つ児童等が次のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。</p> <p>(1) 当該児童等の原因食品が明らかでない場合</p> <p>(2) 当該児童等の原因食品の種類が著しく多く、又は原因食品が学校給食で使用される頻度が高い食品である場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該児童等に対するアレルギー対応食の献立の作成が著し</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象者は、食物アレルギー性疾患の児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに常に弁当を持参する必要のある者</p> <p>(2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によつては弁当を持参する必要のある者</p>

改正後	改正前
<p>く困難となるとき。</p> <p>1 当該児童等に対するアレルギー対応食の調理を行うことにより、他の児童等に対する事業の実施又は学校給食の提供が著しく困難となるとき。</p> <p>(3) 当該児童等の原因食品を使用する頻度が月に1回程度であって、事業を利用しながらでも容易に原因食品の摂取を避けることができる場合</p> <p>(4) 当該児童等の原因食品が別表に掲げる非対応食品のみである場合</p>	<p>(アレルギー対応食の内容等)</p> <p>第3条 アレルギー対応食の提供は、飲用牛乳、デザート及びジャム類については実施しない。</p> <p>2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食材料を除去することを原則とする。</p>

(事業内容説明)

- 第4条 教育委員会は、アレルギー対応食の提供を申し出た保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。
- 2 前項の説明を受けた保護者は、事業の実施を希望するときは、次の各号に掲げる書面を、それぞれ当該各号に定められる書面の提出は、学校長を経由するものとする。
- (1) 安曇野市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表（様式第1号）教育委員会
- (2) (略)
- 3 (略)
- 4 教育委員会は、第2項の書面の提出があつたときは、事業の実施を希望する保護者、学校関係者及び教育委員会の三者面談を実施するものとする。ただし、第3条第2項各号に該当することが明らかであるときは、この限りでない。
- 第4条 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。
- 2 前項の説明を受けた上で事業の実施を希望する保護者は、次の各号に掲げる書面を、それぞれ当該各号に定められる書面の提出は、学校長を経由するものとする。
- (1) 安曇野市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表（様式第1号）教育委員会
- (2) (略)
- 3 (略)
- 4 第2項の書面の提出があつたときは、事業の実施を希望する保護者、学校関係者及び教育委員会の三者面談を実施する。

改正後

- 5 教育委員会は、前項ただだし書の規定により第三者面談を実施しないときは、その旨及び明細献立表（提供される学校給食の調理に使用される原材料を詳細に記入した献立表をいう。以下同じ。）を提供できる旨を説明するものとする。

（実施の申込及び決定）

- 第5条 三者面談を行った保護者は、事業の実施を申し込もうとするときは、安曇野市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、事業の実施の必要性、困難性等を審査するとともに、事業の実施について決定するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の規定により事業の実施を決定したときには安曇野市学校給食アレルギー対応食実施事業実施決定通知書（様式第3号）により保護者に通知し、実施しないことを決定したときはその旨を説明するものとする。この場合において、保護者に対し明細献立表を提供できる旨（事業の実施を決定する場合にあつては、事業開始の日までの間に限り提供できる旨）を併せて説明するものとする。

（事業開始の時期）

- 第6条 事業開始の時期は、次のとおりとする。

改正前

（実施の申込及び決定）  
第5条 前条第4項の三者面談の後、事業の実施を申し込もうとする保護者は、安曇野市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、事業の実施の必要性等を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を安曇野市学校給食アレルギー対応食実施事業実施決定通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（献立等）

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた保護者（以下「申込保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の1日から同月15日までの実施予定献立表を実施月の前月20日までに、実施月の16日から同月末日までの実施予定献立表を同月5日までに、それぞれ送付するものとする。ただし、安曇野市南部給食センターについては、実施月の前月20日までに実施月1月分の実施予定献立表を送付するものとする。

改正後		改正前
小学校の新入生	当該学年の第2学期の初日	
上記以外の者	第4条第1項に規定する申出を行った日から、おむね3月を経過した日	<p>2 教育委員会は、実施月の中で食材料等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申込保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。</p> <p>3 第1項の実施予定献立表の送付を受けた申込保護者は、その内容を確認のうえ、次の各号に掲げる実施予定献立表について、当該各号に定める日までに安曇野市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 実施月の1日から同月15日までの実施予定献立表 実施月の前月25日</p> <p>(2) 実施月の16日から同月末日までの実施予定献立表 実施月の10日</p> <p>(3) 第1項ただし書に規定する実施予定献立表 実施月の前月25日</p>
		<p>(献立等)</p> <p>第7条 教育委員会は、第5条第3項に規定する事業実施に係る通知を受けた保護者（以下「申込保護者」という。）に対し、実施予定献立表を送付するものとする。</p> <p>2 前項の実施予定献立表は、原則として、次に掲げる日までに送付するものとする。</p>

改正後		改正前
区分	送付日	送付日
事業を実施する月（以下「実施月」とい う。）の1日から同月15日までの期間に係 る実施予定献立表	当該実施月の前 月20日まで	当該実施月の前 月20日まで
実施月の16日から同月末までの実施予定 献立表	当該実施の5日 まで	当該実施の5日 まで
<p>3 教育委員会は、実施月の中で食材料等の理由からアルギー 対応食の提供が困難な日がある場合については、申込保護者に 対し、弁当の持参日を指定できるものとする。</p> <p>4 実施予定献立表の送付を受けた申込保護者は、その内容を確 認の上、教育委員会が指定する日までに安曇野市学校給食アレ ルギー対応食実施承諾書（様式第4号）を教育委員会に提出し なければならない。</p>		
<p>（代替措置）</p> <p>第8条 第4条第5項又は第5条第3項の規定により明細献立表 の提供ができる旨の説明を受けた保護者若しくは事業実施をし ない旨の説明を受けた保護者は、明細献立表の交付を申し出る ことができる。この場合において、前条第2項の規定は、明細 献立表の送付について準用する。</p> <p>2 前項に規定する保護者は、明細献立表により、食物アレルギー 一疾患をもつ児童等が原因物質を摂取するおそれがあると判断 されるときは、弁当の持參その他の原因物質の摂取を避ける措 置を講じるものとする。</p>		

改正後	改正前
<p>(事業継続の申出)</p> <p><u>第9条 教育委員会は、原則として12月中旬までに、申込保護者に対してアレルギー対応食提供事業継続時調査表（様式第5号）その他必要書類を交付し、翌年度の事業の継続に係る意向を確認するものとする。</u></p> <p><u>2 申込保護者は、事業の継続を希望するときは、アレルギー対応食提供事業継続時調査表を教育委員会に、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校長に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 第4条（第3項から第5項までの規定に限る。）から前条の規定は、事業の継続を希望する場合について準用する。この場合において第5条第3項中「安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第3号）により保護者に通知し」とあるのは「その旨を保護者に説明し」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(アレルギー対応食の変更又は中止)</p> <p><u>第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する申込保護者は、安曇野市学校給食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(アレルギー対応食の変更又は中止)</p> <p><u>第7条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する申込保護者は、安曇野市学校給食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(その他) 第8条 (略)</p> <p>制定附則 (安曇野市南部給食センターに係る特例)</p> <p>3 当分の間、安曇野市南部給食センターの実施予定献立表の送付は、第7条第2項の規定にかかわらず、実施月の前月20日までに実施月1月分の実施予定献立表を送付するものとする。</p>	

## 改正後

## 改正前

別表（第2条、第3条関係）

## 非対応食品の例

## 1 小袋類等

小袋類	ドレッシング、ジャム、プリン等、学校給食においては、原則として個別包装のまま提供する食品
その他	果物、飲用牛乳

2 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要と診断された場合

鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	醤油、酢、味噌
大豆	大豆油、醤油、味噌
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤
肉類	エキス

議案第2号	教育部 学校教育課
令和3年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 矢花 幸恵

タイトル	県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第6号、人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある案件として、非公開といたします。</p>

議案第3号	教育部 生涯学習課
令和3年5月27日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)白井 直美

タイトル	安曇野市中央公民館及び分館の位置付けについて
	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項5号、市、国、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。</p>

議案第4号	教育部 生涯学習課・文化課
令和3年5月27日提出	(課長) 深澤 与志章・山下 泰永

タイトル	安曇野市公共施設長寿命化計画について
	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項5号、市、国、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。</p>

<b>議案第5号</b>	教育部文化課
令和3年5月27日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 逸見 大悟

タイトル	安曇野市文書館運営審議会補欠委員の選出について
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館運営審議会 補欠委員の選出
要旨	安曇野市文書館運営審議会第2期補欠委員の委嘱を行いたい。 任期：令和3年6月1日～令和5年3月31日
説明	<p>1 審議会の名称 安曇野市文書館運営審議会</p> <p>2 組織 安曇野市文書館条例第15条～第18条に基づき、文書館及び文書管理に関して優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。委員は5人以内。</p> <p>3 所掌事務 安曇野市文書館条例第15条及び安曇野市文書館条例施行規則第16条第1項に基づき以下の事項の審議を行う。 …資料1のとおり (1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。</p> <p>4 補欠委員の任期 安曇野市文書館条例第15条第3項の規定により、前任者の残任期間 令和3年6月1日～令和5年3月31日</p> <p>5 補欠委員の選出理由 第2期委員を委嘱していた高原正文委員より令和3年4月21日付けで辞任届が提出されたため。</p> <p>6 補欠委員（案） ……資料2のとおり</p>

# 資料 1

## 安曇野市文書館条例及び安曇野市文書館条例施行規則 抜粋

### ○安曇野市文書館条例

平成30年3月23日条例第18号

#### (運営審議会の設置)

第15条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置することができる。

（1） 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。

2 運営審議会の委員は、5人以内とし、公文書等に関する学識を有する者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

3 運営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営審議会に会長を置き、委員が互選する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第16条 運営審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (守秘義務)

第17条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### ○安曇野市文書館条例施行規則

平成30年3月28日教育委員会規則第2号

#### (重要文書等の廃棄)

第16条 文書館が保存している重要文書等のうち、教育委員会が保存する必要がないと認めたものについては、焼却、溶解その他の適当な措置を講じた上で廃棄するものとする。この場合において、条例第15条の運営審議会を設置したときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴くものとする。

## 資料 2

### 安曇野市文書館運営審議会 補欠委員(案)

#### 1 任期を解く委員（令和3年5月31日まで）

氏名	性別	所属及び役職	推薦理由
高原 正文	男性		元市職員（庁舎建設推進担当（公文書整理室）） 信濃史学会会員 安曇野市博物館協議会委員 安曇野市誌編さん委員会委員

#### 2 補欠委員（令和3年6月1日～令和5年3月31日）

氏名	性別	所属及び役職	推薦理由
細川 博水	男性		元市職員（農林部長） 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会委員

<b>議案第6号</b>	教育部 各課
令和3年5月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催 2件 後援 0件 生涯学習課 共催 2件 後援 3件 文化課 共催 2件 後援 2件 (詳細 別紙)

## ○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

## 学校教育課 共催・後援合帳(令和3年度5月定期会協議事項)

No.	受付日	所管年度	件名	申請者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(承認)日	会場	開催目的(趣旨)	附録内容	R	R	H	所管課意見	報告日	承認文書番号
2	R3.5.6	3	第60回長野県中学校体育大会 合宿地区大会中信地区中信地区 夏季大会兼中信地区中学校体育大会	中信地区中学校 体育連盟	共催	教育の一環として、 行つてきている部 活動の練習の成 果を発表する機 会として、または学生 の心身の健全な 発育発達、体力 に貢献するため。	5月10日 金と3年6 月~	—	—	月	日	月	スポーツ活動を通して、中信 地区中学生の心身の健全な 発育発達を支援するため。	陸上競技・水泳競技・バスケット ボール・バレーボール・軟式野球・ サッカーカーリング・卓球・剣体操 柔道・ハンドボール・柔道	○ ○	基準第3条第2 項により可				
3	R3.5.20	3	第60回長野県中学校総 合体育大会夏季大会 長野県中学校体育連盟	長野県中学校体育連盟 委員会	共催	県中体連は、安 否等から生徒 生徒に応じて負担 金を提出いたた いていたため。	5月18日 金と3年7 月17日 (土)~7月 18日(日)	—	—	月	日	中学校教育の一環として、中 学校生徒に広くスポーツの機 会を与え心・身ともに健強な中 学校生徒を育成するため。	地高西中学校体 育館・三郷文化 公園体育館		基準第3条第2 項により可					

教育部 生涯学習課 共催・後援会帳(令和3年度5月定例会協議事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者 (固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	要決	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R R H 2 1 30	所管 意見
10	R3.4.21	社会教育担当 多文化共生意見見 あづみの国 際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	あづみの 国際化 ネット ワーク (AIN)	後援	効果的に市民 へ安曇野市の 多文化共生に關す る理解を深め るため	4月21日	令和3年 10月24日 (日)	-	-	安曇野市郷 土資料館	・外国人住民による「日本語 deスピーチ大会」(デオ能賞 ・意見交換会・地図の多文化化 共生をすすめるためにできる こと)	基準 第3 条第 2項に より可		
12	R3.4.22	社会教育担当 そば道三段位認 定会 安曇野	一般社団法 人全通協 中日本支部	中日本文 部長 小 林重義	後援	全国でも有数 のそば栽培の 产地となりつ つあり、今回、 中日本支部 (群馬県)の受 験者にその実 験を認識して いただき、安 曇野を広く 知つていただ く為	4月22日	令和3年 10月10日 (日) 9月10日 (土)	-	-	安曇野市郷 土資料館	全国のアマチュア手打ちそ ば愛好者の技術向上と交流 の促進、手打ちそばの普及 を図ることを目的とし、一般 社団法人全通協が定めた 「そば道段位認定制度規程」 に基づいて実施する。	基準 第3 条第 2項に より可		
15	R3.4.27	社会教育担当 米村でんじろうの ふしきな実験室	長野朝日放 送株式会社	代委取締 役社長 英 樹	後援	長野朝日放 送株式会社井 上	4月27日	令和3年 7月22日 (木)~8 月22日 (日)	-	-	井上アイシ テイ21	地域の宝である子どもたちに 地元の不思議を楽しみながら 学んでもらうことで、豊かな 発想力を育む機会にしたい 室」を開催いたします。	基準 第3 条第 2項に より可		
16	R3.5.11	スポーツ推進 担当	第16回 安曇野 市民登科ル 大会	赤羽 高 明	主催	社会体育の充 実と大会の運 営向上させるため	5月6日	令和3年 8月24日 (火)	-	-	豊科カント リークラブ	豊市民の健康保持と体力 向上を目指すとともに、地域 連帯意識の高揚並びに社会 体育の振興をも図ることを目的 として開催する。	基準 第3 条第 2項に より可	○○○	

教育部 生涯学習課 共催・後援会協議事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R	H	所管 課見
18	平成35年5月13日	拾ヶ堰にはぐくま 野中堀川あゆみ -出版に向けた 講演会- 「安曇野を拓いた 人々と拾ヶ堰 の文化」	社会教 育担当	中堀地区の 歴史を知る 会	代表 小 平信夫	中堀地区 の歴史を 知る会 共催	令和3年 5月13日 (日)	-	-	-	8月1日 (日)	福井公民館 講堂	「拾ヶ堰にはぐくまられた信州 安曇野のおゆみ」刊行 に先立ち、記念講演会を開 催する	記念講演会 演題「安曇野を拓いた人々 と拾ヶ堰の文化」 講師 堂利攝士博物館 館長 原明芳氏	-	-	基準 第3 条第 2項に より可

## 教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度5月定期会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	金額	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
9	R3.3.19	文化	安曇野さんぽ市	安曇野市行委員会	古畑 桑子	申請者と同じ	安曇野が誇るべき手仕事の文化を、市民にじめ、この地を訪れる方々に直接的に普及させ、市民同士が楽しく交流する市民団として広く定着させたいため	3月 19日	令和3年10月8日(金)～10日(日)	○	月	穂高交流学習センター(みらいセンター)ほか	様々なジャンルの作家と一緒に市が、手づくり品の展示販売、ワークショップの実施による、地域課題とタイアップした企画「読み聞かせ」。	-	○	○	取扱基準第3条第2項により可
13	R3.5.7	文化	NAGANO ORGANIC AIR	一般財団法人長野県農業振興事業団	近藤一郎	後援	一般財団法人長野県農業振興事業団	5月 8日	令和3年4月から10月	○	月	豊科交流学習センター(みらいセンター)ほか	アーティストが長野県の自然や食文化に触れ、多様性に富んだ文化を直接体験し、作品創りなど作のヒントやキッカケを得る機会を提供する。	-	-	-	取扱基準第3条第1項により可
14	R3.5.11	文化	令和3年度特別履修アート公募展	公益財団法人安曇野文化財団	代表理事 長崎大幸	後援	安曇野市内の多くの教育機関に向け、事業の周知宣伝に積極的かつ広範囲に取り組み、作品の出品や鑑賞といった芸術活動の機会の創出、名産市民である高遠町民であるため。	5月 8日	令和3年9月18日(土)～11月7日(日)午前9時～午後5時	○	月	安曇野高橋節 メアフーム、水辺のキャラリー、展示室12・3、	古き口口作品の公募を通過して芸術文化の振興を図ることと、高遠町の作品を展示するところに、高遠町の作品とともに、高遠町の作家を紹介し、芸術祭の実績を示す。	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
16	R3.5.7	文化	デザインで山あそび	デザインで山あそび実行委員会	代表 藤久志	後援	デザインで山あそび実行委員会	4月 22日	令和3年7月3日(土)～8月29日(日)	○	月	北アルプス駒ヶ岳 望美林立美術館	「山」とデザインをテーマにしたデザインWAB(新規提案等)を展示する。入場料：一般600円、高校生以下無料	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

議案第6の2号	教育部 各課
令和3年5月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	<p>学校教育課 共催 2件 後援 0件 生涯学習課 共催 2件 後援 3件 文化課 共催 2件 後援 3件 (詳細 別紙)</p>

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

## 教育部 文化課 共催・後援会(令和3年度5月定期会議事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専理	承認(専法)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課室
山岳画展「吉田博二人展」開催	安曇野市立美術館 久美子	安曇野市立美術館 館長 水上	後援	より多くの市民が、吉田博作品に触れる機会の創出と美術作品への関心をもつもらうため。	令和3年7月19日	令和3年7月3日(土) ~10月6日(水)	○	月 日	安曇野市立美術館 第一展示室	各作家の油彩・版画・デッサン等を展示する。入場料: 岐阜600円、中高生300円、小学生以下無料	各作家の油彩・版画・デッサン等を展示する。入場料: 岐阜600円、中高生300円、小学生以下無料	-	-	-	第2項により可

<b>報告第1号</b>	教育部 生涯学習課
令和3年5月27日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)遠藤 豊

タイトル	青少年委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱  安曇野市青少年センター設置要綱第7条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「青少年委員」に委嘱したので報告します。  【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るために、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 広報及び啓発に関する事。 (2) 青少年相談に関する事。 (3) 街頭巡回活動に関する事。 (4) 社会環境浄化に関する事。 (5) 青少年支援活動に関する事。 (6) 関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務 (青少年委員) 第7条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員を置く。 2 青少年委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。 3 青少年委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
要旨	委嘱した者：別紙のとおり 団体選出：22人 交付日：令和3年4月1日 任期：令和5年3月31日まで
説明	

## 青少年委員名簿

番号	氏 名	所属団体	任 期	備考
1	中槻 紀人	真々部地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
2	山口 高史	成相地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
3	長谷川 幹貴	徳治郎地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
4	望月 啓一	寺所地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
5	有賀 一代	白金地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
6	栗津原 千夏	立足地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
7	鴨志田 愛	神田町地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
8	三枝 利三	塚原地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
9	大倉 健太郎	東小倉地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
10	高山 俊一	住吉地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
11	降幡 篤志	南小倉地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
12	佐々木 征男	一日市場地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
13	栗津原 稔	岩原地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
14	丸山 利佳	倉田地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
15	中澤 琴子	上堀地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
16	小倉 千恵	中堀地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
17	矢口 由美子	荻原地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
18	橋本 幸枝	下押野地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
19	内山 美奈子	明科第一地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
20	平林 聰	小泉地区子ども会育成会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
21	唐澤 佳秀	安曇ライオンズクラブ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
22	岩垂 由美子	明科ライオンズクラブ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	継続

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第2号</b>	教育部 生涯学習課
令和3年5月27日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)遠藤 豊

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第5条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された下記の者を「安曇野市青少年センター運営委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。</p> <p>(運営委員会) 第5条 センターに青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 運営委員会は、青少年センター運営委員（以下「運営委員」という。）15人以内をもって組織し、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年健全育成団体関係者</li> <li>(2) 防犯団体関係者</li> <li>(3) 学識経験者</li> <li>(4) 青少年健全育成に熱意のある公募者</li> <li>(5) その他教育委員会が必要と認める者</li> </ul> <p>3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 運営委員は、第3条各号に定める業務の企画及び運営を行う。</p>
説明	<p>委嘱した者：勝野 富貴子 団体選出：1人 交付日：令和3年4月21日 任期：令和4年3月31日まで（残任期間）</p>

<b>報告第3号</b>	教育部 各課
令和3年5月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 生涯学習課 6件 文化課 4件 (詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) <b>第2条</b> この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。	
(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準)	
<b>第3条</b> 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。	
(1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体	
<b>2</b> 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。	
(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。	
(教育長の専決範囲)	
<b>第4条</b> 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。	
(1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

共催・後援合帳（令和3年度5月定例会専決報告事項）

No.	受付日	所管 年度	件名	申請者	主推者	申請日	申請理由	申請日	開催日	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	R 2 1 - 30	H 所管課 意見	R 報告日	承認文書番 号
1	R3.5.7	学校 教育	第70回安曇野教育研究 会	安曇野教育研究会 委員会	安曇野市教育 長・県教委監修 員組合安曇野市 長教頭組合 尾澤	令和3年3 月28日 (土)	幅広く参画者を募 り、安曇野教育研 究会の発展と 後援	5月7日	金和3年3 月28日 (土)	主催団体がそれぞれの立場 に沿って研究を進めつつ、 研究や実践を持ち寄り、情報 交換や分科会を附属。 安曇野教育の充実と発展を 図るために。	安曇野市立徳高 西中学校	基幹第3 会議第4 会議第5 会議第6 会議第7 会議第8 会議第9 会議第10 会議第11 会議第12 会議第13 会議第14 会議第15 会議第16 会議第17 会議第18 会議第19 会議第20 会議第21 会議第22 会議第23 会議第24 会議第25 会議第26 会議第27 会議第28 会議第29 会議第30 会議第31 会議第32 会議第33 会議第34 会議第35 会議第36 会議第37 会議第38 会議第39 会議第40 会議第41 会議第42 会議第43 会議第44 会議第45 会議第46 会議第47 会議第48 会議第49 会議第50 会議第51 会議第52 会議第53 会議第54 会議第55 会議第56 会議第57 会議第58 会議第59 会議第60 会議第61 会議第62 会議第63 会議第64 会議第65 会議第66 会議第67 会議第68 会議第69 会議第70 会議第71 会議第72 会議第73 会議第74 会議第75 会議第76 会議第77 会議第78 会議第79 会議第80 会議第81 会議第82 会議第83 会議第84 会議第85 会議第86 会議第87 会議第88 会議第89 会議第90 会議第91 会議第92 会議第93 会議第94 会議第95 会議第96 会議第97 会議第98 会議第99 会議第100 会議第101 会議第102 会議第103 会議第104 会議第105 会議第106 会議第107 会議第108 会議第109 会議第110 会議第111 会議第112 会議第113 会議第114 会議第115 会議第116 会議第117 会議第118 会議第119 会議第120 会議第121 会議第122 会議第123 会議第124 会議第125 会議第126 会議第127 会議第128 会議第129 会議第130 会議第131 会議第132 会議第133 会議第134 会議第135 会議第136 会議第137 会議第138 会議第139 会議第140 会議第141 会議第142 会議第143 会議第144 会議第145 会議第146 会議第147 会議第148 会議第149 会議第150 会議第151 会議第152 会議第153 会議第154 会議第155 会議第156 会議第157 会議第158 会議第159 会議第160 会議第161 会議第162 会議第163 会議第164 会議第165 会議第166 会議第167 会議第168 会議第169 会議第170 会議第171 会議第172 会議第173 会議第174 会議第175 会議第176 会議第177 会議第178 会議第179 会議第180 会議第181 会議第182 会議第183 会議第184 会議第185 会議第186 会議第187 会議第188 会議第189 会議第190 会議第191 会議第192 会議第193 会議第194 会議第195 会議第196 会議第197 会議第198 会議第199 会議第200 会議第201 会議第202 会議第203 会議第204 会議第205 会議第206 会議第207 会議第208 会議第209 会議第210 会議第211 会議第212 会議第213 会議第214 会議第215 会議第216 会議第217 会議第218 会議第219 会議第220 会議第221 会議第222 会議第223 会議第224 会議第225 会議第226 会議第227 会議第228 会議第229 会議第230 会議第231 会議第232 会議第233 会議第234 会議第235 会議第236 会議第237 会議第238 会議第239 会議第240 会議第241 会議第242 会議第243 会議第244 会議第245 会議第246 会議第247 会議第248 会議第249 会議第250 会議第251 会議第252 会議第253 会議第254 会議第255 会議第256 会議第257 会議第258 会議第259 会議第260 会議第261 会議第262 会議第263 会議第264 会議第265 会議第266 会議第267 会議第268 会議第269 会議第270 会議第271 会議第272 会議第273 会議第274 会議第275 会議第276 会議第277 会議第278 会議第279 会議第280 会議第281 会議第282 会議第283 会議第284 会議第285 会議第286 会議第287 会議第288 会議第289 会議第290 会議第291 会議第292 会議第293 会議第294 会議第295 会議第296 会議第297 会議第298 会議第299 会議第300 会議第301 会議第302 会議第303 会議第304 会議第305 会議第306 会議第307 会議第308 会議第309 会議第310 会議第311 会議第312 会議第313 会議第314 会議第315 会議第316 会議第317 会議第318 会議第319 会議第320 会議第321 会議第322 会議第323 会議第324 会議第325 会議第326 会議第327 会議第328 会議第329 会議第330 会議第331 会議第332 会議第333 会議第334 会議第335 会議第336 会議第337 会議第338 会議第339 会議第340 会議第341 会議第342 会議第343 会議第344 会議第345 会議第346 会議第347 会議第348 会議第349 会議第350 会議第351 会議第352 会議第353 会議第354 会議第355 会議第356 会議第357 会議第358 会議第359 会議第360 会議第361 会議第362 会議第363 会議第364 会議第365 会議第366 会議第367 会議第368 会議第369 会議第370 会議第371 会議第372 会議第373 会議第374 会議第375 会議第376 会議第377 会議第378 会議第379 会議第380 会議第381 会議第382 会議第383 会議第384 会議第385 会議第386 会議第387 会議第388 会議第389 会議第390 会議第391 会議第392 会議第393 会議第394 会議第395 会議第396 会議第397 会議第398 会議第399 会議第400 会議第401 会議第402 会議第403 会議第404 会議第405 会議第406 会議第407 会議第408 会議第409 会議第410 会議第411 会議第412 会議第413 会議第414 会議第415 会議第416 会議第417 会議第418 会議第419 会議第420 会議第421 会議第422 会議第423 会議第424 会議第425 会議第426 会議第427 会議第428 会議第429 会議第430 会議第431 会議第432 会議第433 会議第434 会議第435 会議第436 会議第437 会議第438 会議第439 会議第440 会議第441 会議第442 会議第443 会議第444 会議第445 会議第446 会議第447 会議第448 会議第449 会議第450 会議第451 会議第452 会議第453 会議第454 会議第455 会議第456 会議第457 会議第458 会議第459 会議第460 会議第461 会議第462 会議第463 会議第464 会議第465 会議第466 会議第467 会議第468 会議第469 会議第470 会議第471 会議第472 会議第473 会議第474 会議第475 会議第476 会議第477 会議第478 会議第479 会議第480 会議第481 会議第482 会議第483 会議第484 会議第485 会議第486 会議第487 会議第488 会議第489 会議第490 会議第491 会議第492 会議第493 会議第494 会議第495 会議第496 会議第497 会議第498 会議第499 会議第500 会議第501 会議第502 会議第503 会議第504 会議第505 会議第506 会議第507 会議第508 会議第509 会議第510 会議第511 会議第512 会議第513 会議第514 会議第515 会議第516 会議第517 会議第518 会議第519 会議第520 会議第521 会議第522 会議第523 会議第524 会議第525 会議第526 会議第527 会議第528 会議第529 会議第530 会議第531 会議第532 会議第533 会議第534 会議第535 会議第536 会議第537 会議第538 会議第539 会議第540 会議第541 会議第542 会議第543 会議第544 会議第545 会議第546 会議第547 会議第548 会議第549 会議第550 会議第551 会議第552 会議第553 会議第554 会議第555 会議第556 会議第557 会議第558 会議第559 会議第560 会議第561 会議第562 会議第563 会議第564 会議第565 会議第566 会議第567 会議第568 会議第569 会議第570 会議第571 会議第572 会議第573 会議第574 会議第575 会議第576 会議第577 会議第578 会議第579 会議第580 会議第581 会議第582 会議第583 会議第584 会議第585 会議第586 会議第587 会議第588 会議第589 会議第590 会議第591 会議第592 会議第593 会議第594 会議第595 会議第596 会議第597 会議第598 会議第599 会議第600 会議第601 会議第602 会議第603 会議第604 会議第605 会議第606 会議第607 会議第608 会議第609 会議第610 会議第611 会議第612 会議第613 会議第614 会議第615 会議第616 会議第617 会議第618 会議第619 会議第620 会議第621 会議第622 会議第623 会議第624 会議第625 会議第626 会議第627 会議第628 会議第629 会議第630 会議第631 会議第632 会議第633 会議第634 会議第635 会議第636 会議第637 会議第638 会議第639 会議第640				

-117-

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度5月定例会事務報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R R H 2 1 30	所管 異見
7	RS4.15	スボーツ推進担当	長野県高等学校総合体育大会 新体操大会	長野県高等学校総合体育連盟	長野県高等学校連盟	会長 小林 武弘	学校教育の一環として開催し、生徒達に貢献する大会で位置づけたため	4月13日	令和3年5月30日 (日)	○ 過去	○ 承認	○ 4月 19 日	安曇野市堀金総合体育馆	全国高等学校総合体育大会 新体操大会 長野県予選会	競技方法:女子個人(フープ・バー)、女子団体(フープ・バー)、女子団体(3・クラブ2組) 参加料:1人1,000円 団体上位2チームおよび個人上位3名は北信越高校総体(福井県開催)に出場する。団体1位および個人1位は全国高等学校総合体育大会新体操競技(新潟県開催)に出場する。	- ○ ○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
8	RS4.16	社会教育担当	2021“世界にやさしい安曇野”へあづみの国ピーチ大会	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	後援	安曇野市民に貢献を図るために外国人(多文化共生)に関する情報を紹介するため	4月16日	令和3年8月1日 (日)13時30分～16時	○ 過去	○ 承認	○ 4月 22 日	安曇野市役所4階 大会議室	外國語でスピーチしていただきたいと して、市民一人一人の意識が変わり、多文化共生への理解を深めることを目的とします。この事業をきっかけとして、市民から、外國語で生活している市民から、安曇野市で生活している他の事業者から、外國籍住民として理解し合うための準備として、外國籍住民が暮らしています。同じ市民としての印象や気持ちを、日本語でスピーチしていただきたいとします。この事業をきっかけとして、市民一人一人の意識が変わることを目的とします。	○ ○ -	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	
9	RS4.16	社会教育担当	多文化共生ボランティア～「安曇野・日本語交流アップ・スキルアップ」講座	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	後援	市民が参加しやすくなるために市民へ安曇野や多文化共生性にに関する活動情報を提供し、推進できる人材を養成するため	4月16日	令和3年12月12日 (日)、19日(日)、26日(日)	○ 過去	○ 承認	○ 4月 23 日	安曇野市役所本庁舎4階 大会議室	外国人住民など時間や体験を共有しながら、言葉や生活中に慣れるお手伝いをしたり、豊かな考え方をお互いに伝えて、安心ながら外国人にも日本人にもっと暮らしやすい社会へ世界にやさしい安曇野”を目標に活動するボランティア(安曇野・日本語交流員)養成講座	○ ○ -	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度5月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者 (団体)	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	承認 理由	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 2	R 1	H 30	所管 意見
11	2023.4.22	社会教育担当	令和3年度明るい選挙発表会	長野県選舉委員会、長野県明るい選挙運営委員会、長野県選舉委員会、長野県選舉委員会、(公財)明るい選挙推進協議会、都道府県選舉委員会連合会、市町村選舉委員会連合会、市町村選舉委員会、北島清生	県内の小・中・高等学校、特別支援学校の選舉活動に賛同し、政策・選舉への意識を高め、黄委員会が必要である。	令和3年5月6日(木)から8日(木)まで 4月19日(土)	過去 承認	○	4月26日	県内一円	豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するためには、立派な政治が行われなければならず、そのためには、明るい選挙が行われることが最も大切である。そこで、県内の見直し、生徒の皆さんから明るくきれいな選挙の推進に役立つボスターを募集し、明るい選挙実現の一助とする。	明るい選挙がスターの作品募集、優秀作品の審査(第1次～第3次)、優秀作品の展示(小・中・高等学校の部)の第2次審査の1～3等作品)、出品予定数:約4,000点	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
12	2023.4.27	社会教育担当	中学生大会「第18回クイズノーベル」	松本税務署内税税制連絡協議会	クイズ大会を通じて租税教育の重要性を広く認識してもらうため	令和3年10月30日(土) 4月21日(土)	過去 承認	○	4月30日	(株)テレビ松本ケーブルビジョン 内会議室、中学校教室等	中学生(3名1組のチーム)による対抗戦、各学校の教室等からリモートで参加	表彰:優勝、準優勝、3位 全員に参加賞を授与	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	
13	2023.4.27	社会教育担当	中学生対抗税金クイズ大会「第18回クイズノーベル」	林修一 会長	松本税務署内税税制連絡協議会	中信地区における小学生の陸上競技の普及及強化、振興をはかるため	令和3年6月6日(日) 5月7日(日)	過去 承認	○	5月14日	松本平広域公園陸上競技場	競技種目:【男子・女子14年、5年、6年100m、5・6年1000m、5・6年200m、5・6年100m、5・6年走高跳、5・6年走幅跳、ジャベリックボール投】 【男女混合】5・6年4×100mR 参加料:700円+登録料300円 =1000円(1名)	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
17	2023.5.11	スポーツ推進担当	第16回中信地区小学生陸上競技大会(兼第38回中信地区協会陸上競技大会予選会)	小茂松 会長	中信地区松本市、塩尻市、安曇野市、大木曾郡の各陸上競技協会	中信地区における小学生の陸上競技の普及及強化、振興をはかるため	令和3年6月6日(日) 5月7日(日)	過去 承認	○	5月14日	松本平広域公園陸上競技場	中信地区における小学生の陸上競技の普及及強化、振興をはかるため	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

## 教育部 文化課 後援台帳(令和3年度5月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	R 2	R 1	H 30	所管課意見	
10	R3.5.6	文化	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	代表 丸山喜美子	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	小学生の子どもを対象とする事業であり、幅広く紹介していく。文化庁伝統文化親子教室事業	5月6日	令和3年6月5日(土)～12月25日(土)の間で全12回。午後1時から午後4時	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばな教室を通じて伝統文化を体験する。また、ひょうご流の基本花型(けたち)、ひょうご史や伝統文化について学習・理解を深め、子どもたちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。	堀金公民館	文化庁の「伝統文化親子教室」の一環として開催するいけばな教室。小原流の基本花型(けたち)、ひょうご史や伝統文化について学習・理解を深め、子どもたちの豊かな人間性を涵養することは花村費1回800円。	○	過去承認	5月11日	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
11	R3.5.6	文化	伝統文化三味線親子教室	伝統文化三味線親子教室	代表 丸山知佳	伝統文化三味線親子教室	安曇野市内の小学生に広く周知するため。	5月6日	令和3年6月13日(日)～11月17日(日)予定	三味線を通して伝統文化を体験・習得し、歴史や伝統文化に興味を深める。	穂高会館	安曇野市内の小中学生を対象に豪華な三味線実技と唄を体験・学習する。参考料は会場費や発表会費に充当)	-	過去承認	5月11日	-	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
12	R3.5.7	文化	山の日ポスター展2021	日本グラフィックデザイナー協会長野地区	代表 久志義幹	日本グラフィックデザイナー協会長野地区	公共性等 広く一般に周知するため	4月22日	令和3年7月3日(土)～8月29日(日)ほか	北アルプス展望美術館(池田町立美術館ほか)	2016年に施行された国民の祝日「山の日」(8月11日)に合わせて、長野県から山岳観光地である長野県や楽ししさを発信するため、長野県内数か所でポスター展示を開催する。	○	過去承認	5月14日	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可	
13																	
14																	
15	R3.5.11	文化	安曇野歴史サロ	安曇野歴史サロ	会長 丸山祐之	安曇野誕生の系譜を探る会	会員だけではなくより広範な市民の参加を求める。	5月10日	6月26日(土)、8月下旬、10月下旬、11月下旬(予定)午後2時～午後3時	明科公民館ほか	①たく市民に安曇野を中心とする歴史への興味を喚起する。②新会員の加入を促進する。	○	過去承認	5月14日	-	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可	

共催・後援イベントの中止状況(文化課)

文書記号 No.	定例会 台帳No.	変更 受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
3文214	4	5月11日	第31回井 上秋濤書道 展	井上秋濤 会 頭彰会	望月樹峰 後援	令和3年5 (土)から5 月16日 (日)午前9 時から午 後5時	穗高妙法 寺	戦後、安曇野の書道文 化の基礎をつくった井 上秋濤の頭彰と地域の 子ども達の伝統文化の 継承のため。	井上秋濤先生の遺墨及び井上秋 濤頭彰会役員、会員の作品、地域 の幼年、小、中、高校生の作品を 展示する。入場料、参加料ともに 無料。

## 報告第4号

### 令和3年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム 5/15（土） 穂高会館	
GIGAスクール構想	○機器整備 ・残り1/3の端末（2400台）の納品（5/14）  ○活用支援 ・ICT支援員と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施  ○ICT教育推進委員会 ・各校の活用状況について情報共有 ・市内小中学校のICT担当教員を集めた情報共有会の実施に向けた準備	○活用支援 ・ICT支援員やGIGAスクールセンターと連携をとりながら、各校の活用支援を行う
就学時健診業務	○来入児保護者宛通知作成	○来入児保護者宛通知配布
青色防犯パトロール	○松本圏域の感染警戒レベルが4に引き上げられたことから、5月と6月に予定していた講習会は全て中止とした。	

## 令和3年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育委員		6月23日（水） 第1回社会教育委員の会議

### 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・人権教育指導員会議	5月11日（火） 第1回人権教育推進委員会小委員会【書面開催】 5月25日（火） 第1回人権教育推進委員及び指導員合同会議【書面開催】 ・人権教育推進基本方針について ・人権教育推進事業計画（案）について	
企業人権教育推進協議会		6月25日（金） 総会【書面開催】

### 中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会		6月18日（金） 第1回公民館運営審議会
公民館長・主事会	5月10日（月） 第2回公民館長・主事会 ・第15回公民館大会中止に伴う今後の対応 ・第11回総合芸術展について ・第1回公民館運営審議会及び第1回社会教育委員の会議の開催について ・中央公民館及び分館の位置づけについて 他	6月14日（月） 第3回
公民館職員研修	5月24日（月） 公民館基礎講座 ・講義「公民館入門」 ・実践発表「オンライン講座」	
公民館報	5月24日（月） 館報校正会議 ・館報第60号の内容及び校正について	6月2日（水） 館報企画会議 6月16日（水） 第60号発行
安曇野市公民館大会	5月16日（日） 第15回公民館大会【コロナのため中止】 ※地区公民館活動推進功労者表彰及び地区公民館報表彰の表彰式は、7月に改めて開催予定。 合わせて館報表彰受賞作品を5地域公民館のロビーに展示。	

### 児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
豊科南小、三郷児童クラブ定員拡大分	5月10日（月） 運営開始	6月児童クラブ負担金見直し

### 穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備		6月1日（火） 建築工事入札 6月17日（水） 建築工事全協報告 6月24日（木） 建築工事追加議案提出 6月中上水工事着手予定 6月中下水工事入札予定

## 青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター		6月18日（金）青少年センター運営委員会
子ども会育成会	5月27日（木）市子ども会育成会連合会常任委員会	6月12日（土）ジュニアリーダー養成講座

## 放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
わいわいランド	5月19日（水）から実施予定でしたが感染警戒レベル4のため延期としました。	

## 豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第58回童謡祭り、第40回作詞作曲コンクール	4月13日（火） 童謡祭り実行委員会 コロナ対策による本年度の開催日程の延期について ※童謡祭りは、5月5日（水）から9月5日（日） へ延期が決定	
菊づくり講座	5月11日（火）さし芽の実習 全6回+他地域の菊づくりを学ぶ（見学）1回	第3回 6月3日（木）

## 穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
地区公民館役員研修会 「故郷の地質を知り地震災害に備える」		6月1日（火）に予定していたがコロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年度は中止とする
健康づくり講座	5月11日（火）からウォーターフィットネス教室 5月17日（月）から気軽にフラダンス教室を予定していたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とした	
「穂高の宝」学習会		6月5日（土） 穂高の宝学習会 「弥次さん喜多さん 安曇野の旅～満願寺編～」
自然体験・環境（防災）講座		6月11日（金） 里山トレッキング講座（乗鞍高原滝巡り）
料理教室		6月10日（木） 季節の料理教室（アボガド料理） を予定していたが、講師の体調不良により中止とする 6月17日（木） 世界を巡る料理教室（地中海料理）

### 三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第2回脳の健康教室	5月26日（水）三郷公民館講堂 市介護保険課職員を講師に実施（全2回）	
春季スポーツ大会	5月23日（日）実施予定をしていたが、コロナウィルス感染対策が取れない為、本年度は中止とする。	
普通救命講習会		6月5日（土）実施予定 消防署職員の指導により心肺蘇生方法並びにAEDの使用方法を学ぶ
三郷祭運営委員会		6月11日（金）実施予定 三郷祭の運営について協議を行う
けん玉チャレンジ		5月30日（日）実施予定 本年度8回実施予定
陶芸教室		6月12日（土）実施予定 3日の教室を行い仕上げる
ふるさとづくり支援事業		6月8日（火）実施予定 歴史探訪・自然観察を行う
地区めぐり講座		6月13日（日）実施予定 中萱地区の史跡を巡る
自然教室		6月22日（火）実施予定 植物の命に学ぼう（2回実施）
コーヒー教室		6月24日（木）実施予定 (2回実施予定)
まなび隊		6月26日（土）実施予定 小学生向けプログラミング教室
体協・スポーツ推進委員 合同会議		6月25日（金）実施予定 三郷地域市民運動会について協議

### 堀金公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
農業体験講座（前期）	5月1日（水）堀金田圃集会所ほ場 定員10名のうち8名参加 夏野菜の植え付け	今後8回実施予定
地区公民館役員会	5月12日開催予定だったが中止とした。	連絡事項等は文書にてお知らせ予定。
堀金のお宝発見講座「堀金のすばらしさ」	5月15日（月）堀金公民館講堂 定員70名	以降月1回実施予定。
シニア健康づくり教室	5月19日（水）堀金公民館講堂 定員10名	今後7回実施予定。

拾ヶ堰フットバス	5月22日（土）頭首工から9kmをウォーキングで、放水口まで6kmをバスでめぐる講座 参加者5名	拾ヶ堰について、他に3つの講座等を実施予定。
童謡唱歌教室		6月1日実施、以降5回実施予定。
酒肴講座		6月19日実施、以降5回実施予定。
堀金のお宝発見講座「小田多井」		6月21日（月）堀金公民館講堂 定員60名

### 明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
健康づくり講座	5月19日（水）脳の健康講座 結果報告 講師 市介護保険課職員 内容 講座を中止し、郵送による検査結果の報告	
いいまちサロン	5月25日（火）～健康長寿実現と食について～ 講師 斎藤 まさ子 内容 発酵食品とコロナ禍の食生活の解説	
自然探索講座	5月27日（木）～あかしな地質と地形のストリー～ 講師 松田 幸子（明科の宝執筆者） 内容 明科の地質や地形の解説	
生きがいづくり講座		6月1日（火） ～歌声サロン～ 出演 柴田勲（アコーディオン奏者） 内容 伴奏に合わせて流行歌・唱歌を口ずさむ
コンサート		6月22日（火） ～誘惑のジャズ～ 出演 ニュー・モダン・デューカスほか 曲目 テネシーワルツほか
スポーツ教室	5月12日（水）月いちワンバウンドマッチ① 講師 スポーツ推進員 内容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会	6月2日（水） 月いちワンバウンドマッチ② 講師 スポーツ推進員 内容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会
スポーツ教室		6月8日（火） 講師 篠原 裕一（長野県サッカーリーグ会議委員長） 内容 ウォーキングサッカーパーティー

ふるさとたんけん隊	5月22日(土)～安曇野の自然にふれる～ 行先 国営アルプスあづみの公園(大町・松川地区) 内容 国営公園で自然散策やクラフト体験の実施	
-----------	--	--

### 社会体育総務費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会		5月31日予定 令和3年度 第1回スポーツ推進委員会 全体会議
スポーツ推進審議会		6月下旬～7月上旬 第1回スポーツ推進審議会予定

### スポーツ推進事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○骨盤体幹エクササイズ教室(18歳以上の方) 5月20日(木)～7月29日(木)全10回 参加者：29人 会場：堀金公民館 ○ストレングスアップ教室(18歳以上の方) 5月27日(木)～7月29日(木)全10回 参加者：13人 会場：穂高総合体育館	○親子ウキウキ体操教室 ○わんぱくジム教室 ○動き作り運動教室 ⇒5月開催を6月中旬開催に延期 (コロナ感染症による)
市民スポーツ祭	○第1回実行委員会開催 5月10日(月) ・昨年度の報告 ・今年度の概要について	○6月27日(日) 穂高総合体育館 スポーツ体験型イベントの開催 (5月28日時点で感染警戒レベル が「3」以上の場合は中止する)

### 社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
体育施設管理	4月6日～4月30日(工期) 市営有明運動場加圧給水ユニット修繕	

### 市民プール管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高プール運営	5月14日 穂高プール指定管理者との令和3年度の運営 および管理に関する打合せ。 (4月1日/年度協定書締結済)	・穂高プールオープン(7月中旬 ～8月下旬)について検討 (令和3年9月30日を以て廃止) 廃止に伴う令和3年度業務 ・プール用地の造成基本設計 ・解体工事(建物)

### 新総合体育館建設事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	4月27日 新総合体育館への備品(卓球、バレー等および バスケットゴール)購入に伴う、入札執行。	納入決定業者との仮契約締結 ・バレー等、バスケットゴール (カクミズ) ・卓球等(本久) ネーミングライツ候補者の決定

## 令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

### 芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み備考
第1回東京藝術大学交流事業	オンラインによる楽器演奏指導 6月12日(土) 豊科南中・13日(日) 穂高西中	
能楽教室	6月22日(火)／堀金小学校・6月23日(水)／豊科北中学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)	
新進音楽家公開オーディション	7月3日(土)会場 みらい 審査員 坂井千春(東京藝術大学音楽学部 教授) 三界秀美(東京藝術大学音楽学部准教授) 一般の部(県内在住者対象)・ジュニアの部(市内小中学生)	
長野オーガニックAIR 主催:長野県文化振興事業団	第1回滞在 5月29日(土)～6月7日(月) 滞在作家:アマリイチ(斎藤綾子・益田さち)(ダンサー) 公開稽古 6月1日(火)・6月3日(木) 高橋節郎記念美術館 6月2日(水) 鐘の鳴る丘集会所 移動公演 6月5日(土)・6日(日) 鐘の鳴る丘集会所⇒豊科近代美術館	第2回滞在は、8～9月を予定
シンビズム4 主催:長野県文化振興事業団	シンビズム4 会期 8月14日(土)～9月12日(日) 近代美術館 藤森照信 焼杉ワークショップ 7月7日(水) 堀金小学校グラウンド	
アウトリーチフォーラム 主催:(一財)地域創造	全体研修会 4月28日(水) 会場:キッセイ文化ホール アウトリーチ 11月17日(水)～19日(金) 堀金小学校	公演 11月20日(土) みらい
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(4/28)) 4月利用者数:11人	

## 文化団体補助事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
信州安曇野能楽鑑賞会 主催:信州安曇野薪能実行委員会	第30回信州安曇野薪能 期日 8月21日(土)(中止) ・第1回実行委員会 5月14日(金)(5月6日延期) ・こども能楽教室参加者の募集 締め切り 5月20日(木) 開講式 5月22日(土) →延期 6月19日(土)	
あづみの公園早春 賦音楽祭 主催:実行委員会	5月4日(火) →延期 10月9日(土)(仮) 会場:国営アルプスあづみの公園 4月30日(金) 事務局会議 5月14日(金) 実行委員会	
ちくに生きものみらい基金充当事業	4月16日(金) 豊科東小3・4年生 光城山・長峰山 61人 5月25日(火) 豊科東小学校 3年生 長峰山 5月28日(金) 明南小6年生 四賀地層見学・化石館 6月9日(水) 堀金小3年生 豊科近代美術館・長峰山 6月15日(火) 豊科北小4年生 田淵行男記念館ほか 7月5日(月) 堀金小4学年クリーンセンター・田淵館	

## 文化振興総務費

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
博物館協議会	5月18日(火)午前 令和2年度事業について	

## 博物館係

### 郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
企画展	・安曇野市制施行15周年記念・春季企画展「安曇野の外来動植物さんぽ～身近な自然から学ぶ～」 会期:3月20日(土)～5月23日(日) 場所:豊科郷土博物館	
講座等	・講座「外来植物を楽しむスワッグづくり」(全2回) 第1回:3月27日(土) 場所:豊科郷土博物館 第2回:4月17日(土) 場所:豊科郷土博物館 ・特別講演会「自然への扉を開き、つながりを深める～インタープリテーションの役割～」 期日:4月24日(土) 場所:豊科交流学習センター 多目的交流ホール	

職員派遣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穂高西小学校 地域探検クラブへの職員派遣 期日:令和3年4月20日(火)～11月2日(火)</li> <li>・環境課の自然環境保護を目的とする業務へ職員派遣 期間:令和3年4月6日(火)～令和4年3月31日(木)</li> <li>・平和憲法を活かす安曇野の会 安曇平の戦跡めぐり 期日:5月8日(土) 場所:豊里交差点付近</li> </ul>	
-------	--	--

### 新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
安曇野市バーチャルミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」公開(3月1日～)</li> </ul>	
コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『鐘の鳴る丘』と主題歌『とんがり帽子』」 会期:3月31日(水)～5月13日(木) 場所:三郷交流学習センター</li> <li>・「疫病退散～見えないものを追い払う～」 会期:5月1日(土)～6月30日(水) 場所:ほりで～ゆ一四季の郷</li> <li>・「生きものの決定的瞬間」 会期:5月11日(火)～7月9日(金) 場所:明科中学校</li> </ul>	

### 郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

### 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権ポスター展」 会期:4月29日(木)～5月12日(水)</li> <li>・「残そう安曇野の自然と文化 老四人展」 会期:5月14日(金)～6月4日(金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手作り人形の会 作品展 会期:6月22日(火)～7月4日(日)</li> <li>・第14回榆フォトクラブ写真展 会期:7月10日(土)～7月25日(日)</li> </ul>
講座等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎講座「貞享騒動を知る」 期日:4月25日(日) 場所:貞享義民記念館</li> </ul>	

## 文書館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 43,011 点、地域資料 34,177 点(4月末現在) (4月新規点数/公文書 7,014 点、地域資料 51 点)	
企画展示等	・令和 3 年度前期企画展「多元主義社会を生きる～自由主義擁護の旗手清澤冽の思想を通して～」 会期:5 月 9 日(日)～8 月 31 日(火) 場所:文書館、堀金支所 2 階	
講座等 (企画展関連)	・文書館講座 1 「『暗黒日記』を読み解く」 期日:5 月 23 日(日) 場所:堀金公民館講堂 ・シンポジウム「戦争という非常時に生きた清澤冽の覚悟」 期日:6 月 13 日(日) 場所:堀金総合体育館 ・文書館講座 2 「近代を生きたジャーナリスト会田血涙」 期日:7 月 18 日(日) 場所:堀金公民館講堂	・講座等の参加者募集 ・講座開催時におけるコロナ対策
講座等	・古文書初級講座「ここから始める古文書解読『読んでみよう、くずし字』」 期日:5 月 17 日、31 日、6 月 14 日、28 日、7 月 5 日(ともに月曜日)	
職員派遣	・三郷中学校 総合的な学習の時間 期日:5 月 21 日(金) 場所:三郷中学校 講堂 ・信濃史学会シンポジウム 「公文書と地域資料の保存について」 期日:5 月 22 日(土) 場所:松本市中央公民館	

## 歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
『明科の宝』の頒布等	市内 10 施設で無料配布終了。市ホームページを通じて PDF 版と Webbook 版を公開。 また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を素材とした冊子を刊行。豊科郷土博物館等で無料配布。	在庫が少なくなり次第配布場所を豊科郷土博物館にまとめる。
『穂高の宝』を活用した講座の開催	5 月 29 日、穂高公民館にて講座を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止。	6 月 5 日、穂高公民館にて講座を計画。ただし新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する可能性あり。

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・県・市による協議を継続	設置設備・施工方法について地区と協議する(5/30)
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科(梅干野研究室)との連携事業 ・古民家の記録保存、穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査等 ・吉野神社(4/13)、本村神社(4/26)調査実施	現在の本殿の設計業者に聞き取りを実施予定(6/7)
国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸及び珪華」巨石の崩落防止に係る協議	国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸及び珪華」大弾正エリアに存する巨石の崩落防止について、専門業者等を交えた現地協議を実施	崩落防止に係る施工方法・費用等を、所有者・国・県と協議する
重要文化財「曾根原住宅」無料公開	重要文化財「曾根原住宅」の無料公開を開始 (令和3年5月~12月、令和4年3月 各月1回)	新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては無料公開を中止する
第1回 文化財保護審議会	令和3年度事業計画ほか	日程検討中
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に對しての協議及び工事立会いの実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	隨時対応
法第93・94条關係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	隨時対応
令和3年度以降公共事業協議	令和3年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
明科廃寺出土遺物整理作業	平成30年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業の実施	

埋蔵文化財 報告書作成作業	『令和2年度分試掘・立会報告』ほか2冊発掘調査報告書 刊行に向けての作業（入稿 →校正 →刊行）	
------------------	---	--

## 図書館係

### 図書館事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
市内公共図書館 全館イベント	「このセリフを探せ！」 期間：5月11日（火）～5月9日（日）まで	SDGs関連図書展示 期間：5月29日（土）～ 6月24日（木）
特別整理期間（蔵書 点検）のための休館	中央図書館 期間：5月17日（月）～24日（月） 豊科・明科図書館 期間：5月24日（月）～31日（月） ※同時にシステム更新を行う	三郷・堀金図書館 期間：5月31日（月）～ 6月7日（月）
中央図書館 映画上映会	『即位の礼 晩餐会 密着・ホテルマンの1か月』 期日：5月14日（金） 場所：みらい	
おでかけ図書館	堀金図書館 ①期日：5月15日（土） 場所：堀金公民館 ②期日：5月23日（日） 場所：堀金公民館 明科図書館 期日：5月25日（火） 場所：明科公民館	
新型コロナウイルス 感染症感染予防のた め中止としたイベン ト	中央図書館 おはなしのとびら 期日：4月28日（水） 明科図書館 おはなし会 期日：4月24日（土）	

令和2年度 第3回安曇野市博物館協議会 会議概要

1 会議名	令和2年度 第3回安曇野市博物館協議会
2 日 時	令和3年3月16日(火) 午前10時から午前11時30分まで
3 会 場	安曇野市役所本庁舎 3階 会議室301
4 委員出席者	百瀬委員、宇田川委員、細野委員、須之部委員、金井委員、 笹本委員、伊藤委員、古川委員 (欠席:春日委員、高原委員)
6 事務局出席者	山下文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館原館長、豊科近代美術館兼飯沼飛行士記念館荒深館長、田淵行男記念館曾根原館長、穂高陶芸会館小倉館長、安曇野高橋節郎記念美術館黒岩館長、貞享義民記念館中村館長、臼井吉見文学館平沢館長、財津博物館係長兼新市立博物館準備室長、逸見博物館係主査、倉石博物館係係員、寺島博物館係員、三澤文化振興担当係長、内山文化振興担当主任
7 公開・非公開の別	公開
8 倣聴人	1人
9 会議概要作成年月日	令和3年3月29日

協 議 事 項 等

○会議の概要

1 開 会

2 あいさつ

会長

・美術館の学芸員と文化課の職員が協力し「安曇野風土記IV安曇野の美術」という本を作成した。市民が安曇野の美術を俯瞰できる内容となっている。

文化課長

・この1年、感染症の影響により事業の変更や中止が相次ぎ、各館非常に苦労した。そんな中ではあるが、「安曇野風土記IV安曇野の美術」を編集した。各館の学芸員や市の職員が執筆している。また、昨年度「明科の宝」を刊行したが、引き続き「穂高の宝」も刊行する。その他、館の紀要など、数冊ができあがる。コロナ禍の中で、学芸員が懸命に研究した成果となっている。

・本日は次年度の事業案について、ご意見を賜りたい。

3 報告・協議

(1) 令和3年度事業計画について(資料1)

委員 外出しにくい1年であったが、各館を訪れ状況を見た。それぞれ、懸命な毎日の積み重ねや工夫、努力の様子が分かった。ピンチをチャンスととらえることができる。マスコミ等とタイアップし、この努力の様子や見どころを取り上げてもらえばどうか。また、3月より市のホームページでバーチャルミュージアムが公開された。同じく市のホームページ上のキッズページがリンク付けられているが、一部、市のこれまでの調査研究と異なる部分がある。

会長 職員の人数にも限りがある。今年度は本の刊行等、努力の成果も表れている。できることから始めていただきたい。新聞社等と協力し、連載をしても良いと思う。また、博物館は事実や物を通して教育をする、物を通して考えていく場所だと思う。博物館及び教育委員会の連動の下に、きちんとした子ども用のページを作成していただくようお願い

- したい。
- 委員 新聞に博物館のレギュラー枠を設け、「館の1点」のような形で行ってはどうか。予算的には難しいと思うが、最近はバーチャルリアリティーを利用した展示もあるのでは。
- 会長 動画作成は様々な館で取り組まれている。しかし、素人とプロが作ったものは完成度が大分違う。市の予算で取り組めるものに限りはあると思うが、重要な点である。
- 委員 学校ミュージアムを見学した。子どもたちの反応がとても良かった。ただ、大規模校での実施ということで、学芸員の方はとても大変だったと思う。それぞれの館のエッセンスを、熱を持って子どもたちに語りかけていた。作家のライブペインティングもあり、子ども達の素朴な質問に一つ一つ作家が答えていた。実際に作家が描いている様子を見るということは、なかなかできない経験であり、良い刺激になったと思う。
- 会長 運営するスタッフの苦労はあると思うが、館の紹介や収蔵品のアピールを通して、子ども達に文化芸術の大切さを伝え、感性を育てるよう、是非継続していただきたい。
- 委員 次世代となる小中学生への体験学習も重要だと考えている。子どもが自らもう一步先まで学習を進めていくことが大切。なるべくそのような機会を作るという点では、实物に触れることが重要だと思う。震災から10年の節目、この間どのように子ども達が育ってきたのか、それを意識しながらしていくことも大切。
- 会長 関心の入口が動画等でも良いと思うが、バーチャルではなく実物を見て考えてもらうことが重要である。学校ミュージアムは、実物だからこそ感動がある。
- 委員 まず、「安曇野風土記IV」は安曇野の美術を知るきっかけになると思う。このような調査・研究が進んでいく中で、作品個々のコンディションが問題という印象もある。予算的に簡単な話ではないと思うが、今後展示の予定もあることから、保存修復のロードマップのようなものが必要になってくる。しかるべきところには予算の重点的な措置をしてほしい。次に、豊科近代美術館の指定管理料と歳出について、減少しているところがある。ここについて説明をお願いしたい。
- 事務局 指定管理にあたって、安曇野市の場合は5年間の計画で行っている。当初提出していただいた運営計画の中では、今年度は日展等の展覧会開催を計画していた。その分の減少である。
- 委員 来年度、隣接する松本市では美術館と博物館が休館となる。その分の集客も意識してほしい。豊科近代美術館でシンビズム4が開催されるが、同時期に大町市では北アルプス国際芸術祭が開催される。8月末から9月初めにかけて、県内で大きなイベントが重なっていることから、滞在も意識しながら、何か仕掛けてみても良いではないか。
- 委員 市民が博物館構想の存在をあまり知らないのではないか。自分も一緒に作り上げていきたいという想いを持てるようになればと思う。鑑賞教育にも力をいれ、鑑賞する力を養える博物館を作つてもらえればと思う。
- 事務局 平成27年に博物館構想ができた。その5年後に準備センターが設置し、15年後に新しい博物館をつくるという長期的な計画となっている。市民とともに、どのように資料を整理していくのか模索中である。現在は、各施設の劣化状況を専門家に見ていただき、今後20年、30年と使い続ける場合のコストを確認している。その結果を受け、施設の統廃合を具体的にどのようにしていくのかということを来年度の前半に市民に対し示せられるとと思う。現在分散して保管している資料をどのように整理していくのか、協議している。
- 事務局 対話型鑑賞教育について、館では県総合教育センターと共催で、近隣の小中学校を対象に、「対話型鑑賞授業」を行う予定である。子どもだけでなく、大人向けの鑑賞教育も大切である。既に行っているギャラリートークも、どちらかといえば、学芸員からの一方的な作品説明になってしまっている。どのような問い合わせていくのかが重要である。

会長 学芸員は、伝えるだけでなく、見る方々からどれだけ学ぶことができるのかも意識してほしい。  
委員 市内の図書館や市外の博物館との連携、また見る側、見せる側を分けず、一緒に作り上げていくような事業を行ってほしい。  
会長 職員の人数にも限りがある。できることから行ってほしい。市の文化政策の方向性と事業をどのように結びつけるのかという点もある。市民の関心を育て、積極的に関わってもらえるようにしてほしい。

(2) その他

事務局 委員の任期は2年。来年度もよろしくお願ひしたい。新年度の第1回目の協議会は5月に開催予定である。

4 閉　　会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

## 令和2年度 第3回安曇野市図書館協議会 会議概要

1 審議会名	令和2年度 第3回安曇野市図書館協議会
2 日 時	令和3年3月12日 午後1時30分から午後3時18分まで
3 会 場	安曇野市穂高交流学習センター 多目的交流ホール
4 出 席 者	濱野委員、初谷委員、田守委員、古川委員、樋口委員、小田委員、鈴木(研)委員、小笠原委員、鈴木(健)委員、黒澤委員
5 市側出席者	山下文化課長、遠藤豊科図書館長、金子三郷図書館長、伊藤堀金図書館長、青木明科図書館長、高嶋中央図書館長、奈良澤係長、松下主任
6 公開・非公開の別	公開
7 傍聴人	1人
8 会議概要作成年月日	令和3年3月18日

### ○会議の概要

1 開会 (奈良澤係長)

2 あいさつ (山下文化課長)

3 協議事項

(1) 令和3年度 安曇野市図書館事業計画(案)について

(2) その他

4 その他

5 閉会 (奈良澤係長)

3 協議事項概要

(1) 令和3年度 安曇野市図書館事業計画(案)について

議長 議事に入る。事務局よりお願いしたい。

事務局より説明。

議長 この件について事前に質問事項を受けてるので、事務局より回答をお願いしたい。

事務局 基本理念について第2次安曇野市図書館基本計画のものと違っているという指摘をいただいた。接続詞に間違いがあったので訂正させていただく。

基本理念と推進事業の整合性について質問をいたしました。基本理念は、図書館基本計画から持つて来ており、推進事業は当該年度に重点的に行う事業を示したものである。基本方針の各項目に目標を設定した推進事業とし、実施事業の指標とした方が良いという意見もいただいているが、現段階では方針に沿った計画がなされていると判断し、事業計画書の形式の見直しなどは今後時間をかけて検討させていただきたい。

基本計画の1項に図書館法に記載されている収集と言う語が入っていない、また、推進事業の項目では収集の語はあるが提供と言う語が入っていないと指摘をいただいた。基本計画の収集は提供への一連の流れとしてお汲み取りいただきたい。なお、推進事業の項については提供を加筆させていただく。

基本方針と推進事業の関連性で、方針5の本市の歴史と文化の継承が反映されていないのではないかとの指摘であるが、推進事業に無いから実施をしないということは無いが、加えた方が良いという意見なので修正させていただく。

同じく基本方針5の関係で、市の機関、教育委員会の所管する美術館や博物館と連携した事業の記載がないという意見をいただいた。連携事業としてはおでかけ図書館や企画展示があり、文書館の講演会や公民館の講座の折に図書の展示や貸し出しを行っている。館内の企画展示では、市のイベントに合わせた関連本の展示やポスター、チラシを置くことで集客に努めた。その他にも当館展示ギャラリーでの企画展に合わせた館内展示や中学校の調べ物学習の成果物の展示なども行った。また、郷土巡回展示運動企画講演会や博物館のコンパクト展示を図書館事業に合わせて展示するなど、特別な記載は無いが積極的に連携をしていきたいと考えている。

市の様々な部署、機関との具体的な連携について質問をいただいた。これは随時の対応になっているが、現在の計画では、農林部耕地林務課、さとぶろとの連携企画として安曇野積み木キャラバン事業が予定されている。さとぶろから今年、くくじいとあかまつ 安曇野里山物語という絵本や紙芝居が、市内小中学校や認定こども園、公共図書館に寄贈されるということで、この絵本や紙芝居の内容を多くの方に伝え、松枯れなどをとおして里山への関心を高めたいというものである。このように各部署からの企画協力依頼は随時あり、様々な連携先と様々な方法で基本理念につながるような成果を実現していきたい。

推進事業の7項、子どもの読書活動に関わる活動支援の質問をいただいた。連携先としては、市内の認定こども園、小中学校、高校が全て対象になる。各団体への配本が随時行われている他、ボランティアグループ向け講演会への参加を呼びかけ、保育士のスキルアップにつながるように考えている。

推進事業の8に関わることで、今後のコロナ禍の見通しと対応について質問をいただいた。図書の除菌、イベント参加カードの記入、閲覧席の除菌、ソーシャルディスタンスを考慮した閲覧席の配置、マスクの着用、手指消毒の推奨などは現状維持でいきたい。春休みになり感染拡大の予測もあるので気を引き締めて対応していきたい。

読書通帳の有効活用についてご意見をいただいている。読書通帳の最後のページに、100冊到達し

た時に記入していただく一番心に残った本、誰かにお薦めしたい本というのがあるが、このページをコピーし整理したものが閲覧可能な状態で館内に置いてある。また、秋の読書週間では、この情報を基に館内展示を行っている。この他に活用方法など提案があればお願いしたい。

信州山の日共同企画展示について、連携先を広げた方が良いのではないかと意見をいただいた。この企画自体は、図書館で所蔵している本で山に関する本を展示するものになる。信州山の日に合わせた企画があれば、何か連携することも考えられる。

実施事業に追加した方が良い項目として、本のテイクアウトとZOOM活用をあげていただいた。本のテイクアウトは、令和3年度も継続していく予定であるので、追加させていただく。ZOOM活用については、今後のコロナの感染拡大の状況などで、コロナの感染拡大防止対策の一つの手段として考えていきたいので、現段階での事業項目としては考えていない。

コロナに関する記載が無いという指摘をいただいた。コロナに負けない図書館ということで、イベントなども感染拡大に備えた対応を考えている。イベントを中止にするということではなく、形を変えて実施していくという方向で対応していく。

図書館の危機管理マニュアルにコロナの方針も入れた方が良いのではないかという提案をいただいた。コロナ対策については、市の新型コロナウイルス感染対策本部の対応マニュアルや全国図書館協会から2月26日付け改訂版で出されている図書館に於ける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインがあり、隨時改定されている状況なので落ち着いた段階で危機管理マニュアルに盛り込むかどうかを含めて検討させていただきたい。

事業計画全般について、市民が日常的に現実感を持って参加できる環境づくりの音頭取りだとか、図書館が発起組織として企画推進していくように、教育委員会文化課で扱う組織や手法を生かすことを検討してほしい。それから、安曇野の自然を生かしたフィールドワークの場の演出、エコミュージアム的な活動などいろいろと提案をいただいた。図書館が目指すべきものを助言いただいたということで、企画をする参考とさせていただく。また、6月に開催を予定しているワークショップ等で図書館の在り方についてディスカッションできればと思っているので、委員の皆様にもご協力をいただきたい。

令和3年度の事業計画の部分について事前に出された質問等については、以上で回答とさせていただく。

議長 この件に関してさらに質問があればお願いしたい。

委員 今回の資料には回答部分の記載が無いが、何か意図があるのか。記載があった方が分かりやすいと思うが。

事務局 一言で書けるようなものは記載したが、回答が長文になるので口頭での説明が良いと判断させていただいた。分かりにくいところがあれば、個人的にご質問いただきたい。

議長 他にありますか。

委員 中央図書館で購入すべき基本図書のリストを求められたので、2回に分けて38冊出した。この対処について伺いたい。

議長 前回の協議会で事務局より求められたリストを提出したということで、その取扱いについての回答をお願いしたい。

事務局 協議事項のその他の項での回答を準備していた。選書が終了している分があるが、この場での説明は難しいので協議会終了後に直接説明させていただく。

議長 よろしいか。

委員 回答は後でということで了承した。その関連で、前回、選書は毎週1回各図書館毎に行ってい、そして、月1回全体会議があると説明を受けたが、選書をする場合のプロセスを聞かせていただきたい。業者から提供される資料等があると思うが、その他に、主要新聞の書評欄、書店などチェックされているのか。今、どんな本が販売されていて、その内容がどうなのかというように、実際に手に取って判断するということが非常に重要だと思う。

議長 委員からの意見は大切なことだと思うが、その他の項で話し合うことなので、ここでは安曇野市図書館事業計画のことについて他にありますか。

委員 山の日についての企画で、他施設との連携は難しいという説明だったが、すぐにできないとすれば、例えば安曇野には実際に沢山山に登っている方や登山ガイドをしている方がいるので、その方に体験談を語ってもらう、そして、図書館に関連した本を展示するということは可能じゃないか。

議長 山の日についての連携企画ということで、事務局からお願いしたい。

事務局 信州山の日の連携企画について先ほど回答させていただいた。山岳博物館の学芸員より豊科・堀金で講演いただくが、経験者としての話を聞くことも必要だと思うので、企画をするときに考えていきたい。

議長 地元に山に登っている方は多く居るので、実際に話を聞くというのは良い機会であり良い提案ではないか。

他に質問等あれば。

委員 会議の進め方に関してだが、事前に提出した質問等に対して回答部分が記載されているとこの場で具体的な議論ができると思う。長文でなくて短文で良いので、ここでの議論ができやすいようにお願いしたい。

私はこここの音響が悪くて聞き取りにくいので、回答に相当するものを記載していただきたい。

関連したテーマに図書館だけじゃなくいろいろな組織や個人に関わってもらい、底辺を広げて取り組んでいけたら住民にとってリアリティのある行事が増えて良いのではないか。検討をいただきたい。

議長 質問に対する回答を文章化してほしいということで、先ほど事務局から回答があったが今一度お願ひしたい。

事務局 こここの環境もコロナ対策で聞き取りにくくなっていて申し訳なく思う。

前回の図書館協議会で回答を記載した資料としたところ、時間の関係があつたこともあり説明時間が十分とれず、事務局の意を汲んでいただけたか不安が残ったので、今回はこのような形をとらせていただいたが、聞き取りにくいというような事情もあるので考えさせていただく。

他部署との連携については、課内では豊科郷土博物館、義民館、文書館と中央図書館で4館館長会を開催しており、展示の関係やホームページの関係で連携を話し合っている。

議長 よろしいか。

委員 地域活性化推進のアイデアの一つとして、1年前の協議会で住民の知恵の交流会ということを提案した。生活の知恵を引き出す場であつたり、そこに子ども達に興味を持ってもらうなど図書館は潜在力を持っているので取り組んでいってほしい。

議長 他との連携によって図書館に有る機能をさらに充実させてほしいということでおよろしいか。

他には。

委員 基本方針、推進事業、基本理念が出されているが、作成の仕組みについて伺いたい。基本的な方針と理念はどのように策定されているか。

議長 事務局からお願ひしたい。

事務局 基本理念、基本方針は第2次安曇野市図書館基本計画そのものの策定であり、平成30年に策定されている。いろいろなアンケート等も取り、図書館協議会にかけ、パブリックコメントでも意見をいただき策定されている。

議長 よろしいか。

委員 大きな計画に基づいて策定されているということで、司書や館長が集まって計画したということではないのか。

議長 事務局の方でお願いしたい。

事務局 令和3年度の事業計画は、第2次安曇野市図書館基本計画を基に、図書館係で重点的な事業等大筋のラインを示し、月1回の館長会に提示して各館で方針をたてたものを持ち寄り、擦り合わせを行う中で策定している。細かな事業内容については、さらに各館で館長と司書が相談して決めていく

という形をとっている。

議長 いかがか。

委員 補足だが、図書館の事業を本当に豊かに発展させるためには、利用者の要望等を受け止めている図書館員の意見を吸い上げるような形で、事業の方針を決めていくように要望する。

議長 図書館司書の意見を吸い上げた事業計画にしてほしいということでよろしいか。

委員 そういうことも含んでほしい。

議長 図書館業務のスタッフの意見を含めて、計画を立案してほしいということでよろしいか。

委員 そういう希望を持っている。擦り合わせた形できればよい。図書館員の工夫で各館独自の活動ができるようになれば、図書館サービスもやりがいがあり、図書館自体も豊かなものになるのではないかと考えている。

議長 スタッフからの意見を吸い上げてほしいということと、基本理念は市の基本計画によっているということでおよろしいか。

他にあれば。

委員 推進事業の（1）に電子書籍などの導入を検討するとあるが、具体的なイメージをお聞かせ願いたい。千代田区には千代田Web図書館というものがあり、非常に利便性の高いものになっているので、そのような大きな構想を持って電子書籍導入の検討をしてほしい。

議長 電子書籍導入がどういうレベルにあるということか。事務局よりお願いしたい。

事務局 スマホ或いはタブレットで電子化されたものを見るということだが、コロナ禍で図書館資料の提供手段として大変注目されており、県レベルでも検討されている。県では、県で一括契約して各自治体では負担金を払い参加することにより、参加した自治体図書館の利用者が利用できるという仕組みを考えて、検討を始めたところである。この話は、導入の経費が高額で単独では導入できないというところから始まっている。県内で導入しているのは高森町である。安曇野市ではこれから検討を進め、令和5年度くらいを目標に方向性を出していきたいと思う。

電子書籍が高額であり冊数も少ないこと、新刊本が出にくい、などの要素があるので使い分けをしていくのが良いのではないかなどの議論がされている。安曇野市は、例えばギガスクール事業での活用とか、市民の利便性の向上ということでDX戦略に組めないかなど、そんな話を始めるタイミングになってきている。財政が厳しい中であるので、慎重に検討していきたい。

議長 電子書籍の利便性は目を見張るものがあるが、令和5年ということはまだまだ時間がかかる。

他にはいかがか。

委員 千代田Web図書館では、現状の問題点や課題について検討をしているので、先進事例に学び

早く推進していただきたい。

議長 今の意見を生かし、積極的に進めていただきたい。

この件についてはよろしいか。

委員 安曇野市これから図書館について考えていこうという項目だが、理想の図書館とそれに向けてどんなことをやっていけば良いかということを話し合う場だと思うので、とても良い事業だと思っている。職員ワークショップもやることだが、いろいろなメンバーを検討し、結論を急がず、継続的に開催して議論を積み上げて育てていってほしい。

議長 はい。

委員 関連だが、進めていくうえで勉強会を開催してほしい。

議長 事務局の方で、勉強会の要望が出ているので対応をお願いしたい。

この件については以上で終了とさせていただく。

## (2) その他

議長 つづいてその他に移る。まず令和3年度図書館事業計画案以外で、事前に提出された質問や意見に対する回答を事務局よりお願いしたい。

事務局 会議について、時間が無いので、前年度の反省がどのように反映されたかという報告と、計画では特にアピールしたいところや議論したいところの説明のみで良いのではないかという提案をいただいた。今回からは難しいが、館長の説明はそのようにした。前年度事業に対する意見は、出版社に出示するカードの活用、フェスタの在り方、リサイクル本の配布方法、広報活動についてなど提案や意見をいただいた。出版社へ出示するカードの活用については、本に挟んでの利用は管理が難しいということで回答させていただいた。図書館フェスタについては、コロナ禍でも分散してできるのではないかということで、9月に各館で同時開催することとした。本のリサイクルについても、フェスタに付ける形ではあるが、今回のリサイクルフェアの教訓を生かして日程を組ませていただいた。

次のリサイクルフェアについては、後程担当より説明させていただく。

広報活動については、今年ツイッターへの掲載を強化し、だいたい1週間に1回のペースで行った。ホームページも少しずつ改良しリニューアルを行った。まだリンクがうまくいっていない部分もあるが、PRに繋げていきたい。あと、お出かけ図書館で外部に出たときも、積極的にPRしていきたい。

事務局 リサイクルフェアの結果報告をさせていただく。例年、図書館フェスタの中でリサイクルフェアを開催していたが、今年度はコロナ禍もあり、1月19日から1月31日の間実施した。今回は今までと違い各館開催とした。リサイクルではけた本の冊数を報告させていただく。中央図書館は、6,090冊の内5,029冊、豊科図書館は、3,892冊の内3,539冊、三郷図書館は、1,340冊の内1,107冊、明科図

書館は、1,651冊の内1,343冊となった。各館とも出したリサイクル本の8割を持ち帰っていただいたことになる。全体の振り返りとして、各館で開催することで混雑も無く落ち着いた環境で実施できたのではないか、児童書や絵本など需要が高く最終日まで残るように調整するのが大変だった、実施期間は丁度良かったのではないか、分館では少し長かったかもしれない、などの意見があった。来年度はこのような反省を踏まえて計画していきたいと考えている。

事務局 今回のリサイクルフェアは、中央図書館で活動していただいているサポーターの方たちに、お力添えをいただきとても良かったと思うので、これを踏まえ細部を考えていきたい。

ホームページの図書館協議会のページからのリンク先が間違っている旨指摘をいただいたので、変更をさせていただいた。

議 長 事前に出していただいたその他の内容について、事務局から説明があったがこの他に全般について何かあったらお願ひしたい。

事務局 先ほどの質問について説明をさせていただきたいがよろしいか。

議 長 お願ひしたい。

事務局 選書についてであるが、業者から毎週出されている資料の中から、以前にお配りした資料収集のガイドラインに従って選書を行っている。また、書店については、外渉担当が回ってくるということと、司書も書店に出向き本を手にして確認するなど行っている。なお、それぞれ司書には担当する分野があり、書籍の状況、市内各館及び近隣公共図書館の保有状況などを見て、特に高額な本や専門書の類については相互貸借も念頭に購入を検討している。このような形で、各選書会に諮り、最終的には月1回の全体選書会で購入を決定していくことになる。

議 長 よろしいか。

委 員 今の説明では書評について触れられていないが、いかがか。

議 長 事務局からお願ひしたい。

事務局 新聞の書評や広告なども見させていただいている。

議 長 各新聞にある書評ということでよろしいか。

他にはいかがか。

委 員 前出の委員からのリストで、図書館に無い本があるということは、選書の観点が違うと思うので、選書の違いを具体的に示していった方が良いのではないか。最近はハウトゥー本が多くなっているが、本の質とか長い間皆に読まれる本というような観点が必要だと思うので、選書に反映するよう要望したい。

委 員 関連してよろしいか。ホームページで蔵書検索を行うと、最近購入した本にハウトゥー本が多

いが、10年、20年先を見据えて、代表的な内容のある本を充実させていくという観点が大事だと思う。

特に、経済学、政治学のところの棚は空いている。文学書のところは多いが、選書は、長く読み続けられている本やこれからそうなるであろう本という見識を持って行ってほしい。

議長 今の意見は、限られた予算の中で市民のために本をどう選んでいくのかという重要な問題の投げかけだと思う。書籍の購入にあたっては、いろいろな視点で選定してほしいという要望でよろしいか。

それでは時間も迫ってきているので、その他の項目についてはこれでよろしいか。これで終了とさせていただく。

以上で本日予定した内容については全て終了したので、協議事項について閉じさせていただく。

以上

報告第5号	教育部 学校教育課
令和3年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 関 靖典

タイトル	令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>

報告第6号	教育部 学校教育課
令和3年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>